

○月形町地域公共交通活性化協議会設置条例

平成 29 年 12 月 7 日

条例第 19 号

改正 平成 30 年 12 月 5 日 条例第 24 号

平成 31 年 3 月 5 日 条例第 1 号

月形町地域公共交通活性化協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画をいう。第 3 条において同じ。）の作成及び実施に関する協議その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組の推進に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項などを協議するため、月形町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域公共交通網形成計画の作成、変更及び実施に係る協議に関すること。
- (2) 地域公共交通網形成計画の進行管理に関すること。
- (3) 地域公共交通網形成計画において定められた事業に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運行の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

- (6) その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組として協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 道路管理者
- (3) 公安委員会
- (4) 地域公共交通の利用者
- (5) 学識経験者
- (6) 商工業、福祉及び教育に関する団体その他の関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (7) 行政区長又はその推薦を受けた者
- (8) 町の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(部会)

第8条 協議会は、第3条各号に掲げる事務について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、企画振興課において行う。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例（平成13年月形町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1月形町創生総合戦略審議会委員の項の次に次のように加える。

月形町地域公共交通活性化協議会委員	日額	7,200
-------------------	----	-------

附 則（平成30年12月5日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月5日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

月形町地域公共交通活性化協議会運営規程

平成30年2月21日

月形町地域公共交通活性化協議会決議

(趣旨)

第1条 この規程は、月形町地域公共交通活性化協議会設置条例（平成29年月形町条例第19号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、月形町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、協議会の委員が会議に出席できない場合であって、委員から申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 前項の規定により出席を認められた代理人（以下「代理人」という。）は、会議に出席し、発言することができる。

3 代理人は、議決権を有しないものとする。

4 代理人に対しては、報酬及び費用弁償は支払われないものとする。

(会議の公開等)

第3条 条例第7条第5項の規定に基づき、会議は公開とする。ただし、会長が公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 何人も非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(会議録等)

第4条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員等又は代理人の氏名

(3) 議事とした案件及び当該案件に係る委員等の発言内容

2 会議録は、発言内容を要約した会議概要として調製するものとする。

3 会議録及び配付資料は、公開とする。ただし、会長が公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年2月21日から施行する。

月形町地域公共交通活性化協議会運営規程

平成30年2月21日

月形町地域公共交通活性化協議会決議

(趣旨)

第1条 この規程は、月形町地域公共交通活性化協議会設置条例（平成29年月形町条例第19号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、月形町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、協議会の委員が会議に出席できない場合であって、委員から申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 前項の規定により出席を認められた代理人（以下「代理人」という。）は、会議に出席し、発言することができる。

3 代理人は、議決権を有しないものとする。

4 代理人に対しては、報酬及び費用弁償は支払われないものとする。

(会議の公開等)

第3条 条例第7条第5項の規定に基づき、会議は公開とする。ただし、会長が公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 何人も非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(会議録等)

第4条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員等又は代理人の氏名

(3) 議事とした案件及び当該案件に係る委員等の発言内容

2 会議録は、発言内容を要約した会議概要として調製するものとする。

3 会議録及び配付資料は、公開とする。ただし、会長が公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年2月21日から施行する。